17. 附属書Ｂの2の規定に示された活動に参加し、又は許可しようとする加盟国に対し、安全保障理事会に対し提案を提出することを要請し、そのような提案を、ＪＣＰＯＡにおいてその検討のために設置される合同委員会と共有する意図を表明し、安全保障理事会のいかなる理事国に対しても、これらの提案に関連する情報及び意見を提供するよう招請し、合同委員会に対し、そのような情報及び意見に対して妥当な考慮を払うよう奨励し、合同委員会に対し、これらの提案に対する勧告を安全保障理事会に二十作業日以内に（又は、延長された場合は、三十作業日以内に）提供するよう要請する。

18. 事務総長に対し、ＪＣＰＯＡの実施を支援するために、合意された実務的な取決めを通じて、加盟国との、及び、安全保障理事会と合同委員会との間の連絡を促進するために必要な行政上の措置をとることを要請する。

19. ＩＡＥＡ及び合同委員会に対し、適当な場合には、ＪＣＰＯＡにより特定されるとおり協議及び情報交換を行うことを要請し、ＪＣＰＯＡ附属書Ⅳに則り、輸出国が合同委員会と協力することを更に要請する。

20. 合同委員会に対し、ＪＣＰＯＡの下でのイランの原子力活動に必要な品目、資材、機材、物品及び技術の移転を提供する目的で、この決議及びＪＣＰＯＡの規定及び目的に合致する限りにおいて承認を勧告するために、附属書Ｂの2の規定に示された移転及び活動のための提案を検討することを要請するとともに、合同委員会に対して、全てのこのような提案に対する詳細かつ十分な検討を確保するための手続を定めることを奨励する。

例外

21. 国連憲章第四十一条の下で行動し、決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）及び第千九百二十九号（二千十年）により課される措置は、ＪＣＰＯＡの参加国又はこれらと調整して行動する加盟国による品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売又は移転、及び、関連するいかなる技術援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスの提供であって、(a)安定的な同位体製造のためのフォルドの施設における二つのカスケードの改良、(b)天然ウランの対価として提供される三百キログラムを超えるイランの濃縮ウラン輸出、(c)アラク原子炉の合意された概念上の設計及びそれに続く合意された最終設計に基づく同原子炉の近代化、と直接関連するものには適用されないことを決定する。

22. 国連憲章第四十一条の下で行動し、21の規定により許可される行為に関与する加盟国は、

(a)全てのこのような活動がＪＣＰＯＡに従って厳格に実施されていること、

(b)加盟国が、決議第千七百三十七号（二千六年）に従って設置された委員会及び設立された際には合同委員会に対し、このような活動の十日前に、通知すること、

(c)必要に応じ、決議第千七百三十七号（二千六年）で参照される関連のＩＮＦＣＩＲＣに更新に応じて記載されたガイドラインの要件を満たしていること、

(d)加盟国が、供給された品目の最終用途及び最終使用地について検証する権利を有し、かつ、この権利を効果的に行使する立場にあること、及び

(e)決議第千七百三十七号（二千六年）で参照されるＩＮＦＣＩＲＣに更新に応じて記載される提供された品目、資材、機材、物品及び技術の場合、その供給、販売又は移転後十日以内にＩＡＥＡに対しても通報されることを確保することを決定する。

23. 国連憲章第四十一条の下で行動し、決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）及び第千九百二十九号（二千十年）により課された措置は、決議第千七百三十七号（二千六年）に従って設置された委員会により、事前に、個別の案件に応じて、承認された移転及び活動を遂行するために必要な限度で、次のものには適用されないことも決定する。

(a)ＪＣＰＯＡの附属書Ⅴの規定15.1から15.11に特定される核関連活動の実施に直接関係のあるもの

(b)ＪＣＰＯＡの履行のための準備に必要なもの、又は

(c)この決議の目的に合致して委員会により決定されるもの

24. 従前の決議の規定が12の規定に従って適用される場合は、21、22、23及び27の規定は引き続き効力を有することに留意する。

その他の事項

25. 附属書Ｂで特定されている任務及び指針の公表を含む、この決議の履行に関係する任務を直接的に遂行するために必要な実的な取決めを策定することを決定する。

26. 全ての国、関連する国際連合の機関及びその他の関係当事者に対し、この決議に関する任務の実行において、特にこの決議における措置の実施に関して利用することができるあらゆる情報を提供することにより、安全保障理事会と完全に協力することを要請する。

27. ＪＣＰＯＡに含まれる全ての規定はＥ3／ＥＵ＋3及びイランの間のその履行の目的のためにあり、他のいかなる国、又は国際法の原則並びに核兵器の不拡散に関する条約及び他の関連する文書の下での権利及び義務、並びに国際的に認められた原則及び慣行に対する前例となるものとみられるべきではないことを決定する。

28. この決議の15の規定において特定されている条件が満たされた場合、決議第千七百三十七号（二千六年）の12の規定により課される措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを想起し、従前の決議の規定がこの決議の12の規定に従って再適用された場合、この規定が適用されることを強調する。

29. 全ての国に対し、決議第千七百三十七号（二千六年）、同第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千九百二十九号（二千十年）及びこの決議の規定の適用によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第千七百三十七号（二千六年）及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

30. この決議の規定が8の規定に従い終了するまで、この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書　Ａ：包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA)）

略

附属書　Ｂ：声明

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国及び欧州連合は、イランとの間で、イランの核問題に関し、包括的、長期的かつ適切な解決に到達するための包括的共同作業計画（以下、「ＪＣＰＯＡ」という。）を妥結した。透明性を促進し、ＪＣＰＯＡの完全な履行に資する環境を醸成するために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国及び欧州連合は、以下のとおり特定の規定を規定した。これらの国のＪＣＰＯＡへの参加は、国際連合憲章第四十一条の下で行動し、決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）、第千九百二十九号（二千十年）、及び第二千二百二十四号（二千十五年）を終了し、国家に対し、この声明の規定につき規定毎の期間を遵守することを要求し、以下の2及び6(a)の規定に定められているように、ＪＣＰＯＡに設置された合同委員会との協力の下、ＪＣＰＯＡの実施を促進する新しい決議を国際連合安全保障理事会が採択することを条件とする。

そのように決定する決議により規定されているように、以下の規定は、ＩＡＥＡ事務局長が、イランがＪＣＰＯＡの附属書Ⅴの15.1から15.11の規定に特定された行動をとったことを証明する報告書を提出した日から適用される。

1. この文書で使用され、かつ、この決議に挿入されている「全ての国家」という文言は、「例外なく全ての国家」を意味する。